

令和5年度

蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸補修実施設計業務委託

特記仕様書

第1章 業務概要

1 目的

本業務委託（以後「業務」という。）は、蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸（以下、蘇我護岸という。）において実施した令和3年度の一般点検並びに令和4年度に実施した一部区間の詳細点検の成果品（以下、「点検報告書」とする。）を元に、施工性、耐久性及び経済性に優れた工法を選定し、次年度に予定する補修業務の発注に必要な図面の作成、数量計算並びに補修見積額の設計積算を行うものである。

2 委託名

蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸補修実施設計業務委託

3 履行場所

千葉市中央区蘇我町2-1380

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

5 施設概要

施設名：蘇我地区廃棄物埋立処分場

延長：約1,320m

構造型式：二重鋼管矢板式護岸

設置年：昭和56年

第2章 総 則

1 業務の履行

業務は、本仕様書及び「土木設計業務共通仕様書（千葉市）」「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局発行）」に従い履行すること。

2 技術基準等

業務の実施にあつては、下記に示すマニュアル及び手引きのほか、法令、技術基準、指針等に基づき実施するものとする。尚、各々改定最新版に基づくこと。

- (1) 港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局）
- (2) 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）
- (3) 港湾の施設の維持管理技術マニュアル（（財）沿岸技術研究センター）
- (4) 港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（（財）港湾空港総合技術センター）
- (5) 港湾施設の技術上の基準・同解説（（社）日本港湾協会）
- (6) 港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（（財）沿岸技術研究センター）

3 主任技術者及び技術者

- (1) 受注者は、業務に先立ち主任技術者を選任し届け出なければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にあたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 主任技術者は、業務の遅滞を生じないように技術者を配置しなければならない。

4 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 現場代理人及び主任技術者選任届
- (2) 誓約書
- (3) 着手届
- (4) 工程表
- (5) 作業計画書
- (6) 完了届
- (7) その他監督員の指示するもの

5 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

6 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

7 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

8 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

10 災害の防止

- (1) 業務の実施にあたっては、関係機関と綿密な連絡を保つとともに、危険防止対策を十分に行い、調査員への安全指導を徹底し、災害の発生がないよう努めること。
- (2) 万一事故が発生した場合は、受注者の責任において解決しなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

11 現場管理

- (1) 既存設備及び物件等の損傷・汚染防止に努めること。
- (2) 損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

12 成果品（データ等）の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者による成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を支持された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う義務の瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに業務の修正を行わなければならない。

13 その他

- (1) 現場に立入る際は、あらかじめ発注担当者の了解を得ること。
- (2) 成果品の管理及び帰属は全て発注者とし、受注者が公表することは一切認めない。

第3章 委託仕様

1 調査概要

(1) 調査範囲

蘇我護岸：延長約 1,320m

(2) 調査内容

ア 設計計画

受注者は、現地踏査及び貸与資料を基に、業務上必要な資料の収集したうえで、設計計画を立案するものとする。

イ 現地踏査

点検報告書を踏まえ、護岸の変状（劣化・損傷）程度を把握するほか、実施設計に必要な立地状況、交通状況、交通規制の要否、作業危険個所の有無、現場概況の確認を行う。

ウ 設計方針の検討

現地踏査の成果を基に、蘇我護岸の補修工法について、施工性、耐久性及び経済性に優れる工法を複数案提案し、比較検討を行い、1案を決定する。

エ 図面作成

ウにおける検討結果から、平面図、標準断面図、詳細図、施工計画図等を作成する。

オ 数量計算

設計図面を基に、工事費の積算に必要な各種数量を工種ごとに算出する。

カ 概算修繕費の算出

ウの各工法の複数検討案毎に概算修繕費を算出する。案の決定後は、決定案の概算修繕費を更に精査する。

キ 報告書作成

ウにおける設計方針の検討、クの照査の結果等を報告書として取りまとめる。

ク 照査

業務には照査技術者を配置し、業務の主要な節目ごとに、設計条件、設計方針、設計項目、設計計算等の成果について照査を行う。

2 協議

打合せ協議後は、速やかに打合せ議事録を作成し、発注者職員の承認を受けること。

なお、打合せ回数は3回（中間打合せ1回）を予定するものとし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

3 貸与資料

本業務を実施するにあたり、点検報告書他必要な資料及びデータで発注者が所有しているものについては、別途打合せのうえ貸与する。

4 提出物

- (1) 報告書【現地踏査、設計方針の検討、照査等のまとめ】：2部
- (2) 図面 : 2部
- (3) 見積書 : 2部
- (4) 数量表 : 2部
- (5) 電子記録媒体 : 2枚
- (6) その他発注者が指示するもの